

議案第42号説明資料

令和8年6月16日

大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2

消防総務課

大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

1 改正概要

昨今の社会情勢を鑑み「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）」において、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額が改定されることに合わせ、大磯町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大磯町条例第24号。以下「条例」という。）で規定する葬祭補償の額を改定するものです。

2 改正内容

(1) 葬祭補償の額に係る規定の改定

非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を次のとおり改定します。

改正案	現行
葬祭補償として、 <u>33万円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	葬祭補償として、 <u>31万5千円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

※「補償基礎額」とは政令で定められており、その金額を条例中で準用しています。

(2) 施行日

公布の日から施行します。

ただし、施行日以前であっても令和8年4月1日以降に葬祭補償の支給対象となる事案が発生した場合は、改定後の条例の額による補償の対象とします。

大磯町消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 損害補償</p> <p>第4条～第17条 省略</p> <p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、町は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> <p>第18条の2～第25条 省略</p> <p>第3章 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の大磯町消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた大磯町消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。</p>	<p>目次 省略</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 損害補償</p> <p>第4条～第17条 省略</p> <p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、町は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>31万5千円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> <p>第18条の2～第25条 省略</p> <p>第3章 省略</p>